

岡山県建設工事等入札指名委員会設置要綱

(設置)

第1条 岡山県が発注する建設工事等に係る指名競争入札に参加する者の指名について調査審議を行うため、岡山県建設工事等入札指名委員会（以下「入札指名委員会」という。）を設置する。

2 入札指名委員会の名称等は、別表第1のとおりとする。

(所掌事項)

第2条 入札指名委員会は、次の事項を調査審議する。

(1) 岡山県工事執行規則（昭和48年岡山県規則第61号）に定める工事の請負契約に係る指名競争入札に参加させる業者の指名

(2) 岡山県事務処理規則（昭和44年岡山県規則第55号）に定める工事及び用地買収に係る調査、測量、試験及び設計の委託契約に係る指名競争入札に参加させる業者の指名

(3) 低入札価格調査（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の13において準用する同政令第167条の10第1項の規定により落札者を決定するために行う調査）に基づく処理方針の決定

(4) 岡山県建設工事等入札参加資格者に係る指名停止等要領（平成13年8月1日施行）に定める指名停止の可否及びその期間並びに警告又は注意の喚起の決定

(組織)

第3条 入札指名委員会は、別表第2に掲げる委員長及び委員をもって組織する。

(職務)

第4条 委員長は、入札指名委員会を代表し、会務を総理する。

2 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指定した委員がその職務を代理する。

3 委員に事故あるときは、当該委員があらかじめ指名した者がその職務を代理することができる。

(会議)

第5条 入札指名委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 入札指名委員会は、委員長及び委員（前条第3項の規定により代理出席した者を含む。）の過半数が出席しなければ成立しないものとする。

3 入札指名委員会の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 入札指名委員会の会議は、公開しない。

(会議の特例)

第6条 委員長は、緊急に執行する必要がある工事等について、入札指名委員会を招集するいとまのないときは、前条の規定にかかわらず、半数以上の委員に回議する方法により、議決することができる。

2 前項の規定により議決した事件については、委員長は次の入札指名委員会に報告しなければならない。

(秘密の保持)

第7条 委員長及び委員は、入札指名委員会の会議の内容を他に漏らしてはならない。

(庶務)

第8条 入札指名委員会の庶務は、別表第1に掲げる庶務担当課が処理する。

(部会)

第9条 必要がある場合は、入札指名委員会の所掌する事務の一部を所掌させるために、入札指名委員会に部会を置くことができる。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、入札指名委員会の運営に関し必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成6年4月1日から施行する。

(関係要領の廃止)

2 岡山県建設工事請負契約指名競争入札指名要領、岡山県測量及び建設コンサルタント業務委託契約指名競争入札指名要領及び岡山県建築工事等入札指名委員会運営要綱は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成7年10月24日から施行する。

附 則

この要領は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成13年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表第1 (第1条関係、第8条関係)

名 称	設置する事務所等	庶務担当課
岡山県入札指名委員会	本 庁	技術管理課
県民局入札指名委員会	各県民局	総務課

県民局出先事務所入札指名委員会	水島港湾事務所	総務課
出先事務所入札指名委員会	その他の出先事務所	総務担当

別表第2（第3条関係）

名 称	委員長	委 員	
岡山県入札指名委員会	土木部長	農林水産部	部長、次長、食農政策企画監、参与（農業土木総括担当）、農政企画課長、参事（農林技術担当）、耕地課長、農村振興課長、治山課長
		土木部	都市局長、次長、技術総括監、監理課長、技術管理課長、道路建設課長、河川課長、港湾課長、都市計画課長、建築営繕課長
県民局入札指名委員会	局長	地域政策部長、農林水産事業部長、建設部長、担当出先事務所長、その他局長が指名する者	
県民局出先事務所入札指名委員会	所長	次長、参事（検査担当）、各課長	
出先事務所入札指名委員会	所長	次長、各課長、所長が指名した者	